

議案第 13 号

桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例の一部を改正する  
条例案

桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例の一部を改正する条例を次の  
ように定めるものとする。

平成 29 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例の一部を改正する条例

桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例(昭和 53 年桐生市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市内又は両毛 5 市で」を削り、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 13 号 桐生市中小企業等振興対策資金融資促進条例の一部を改正する 条例案

桐生市中小企業等振興対策資金の一つである両毛広域設備資金を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。